

川崎市上下水道局公共工事の前払金事務取扱要綱

(平成12年12月6日12川水総契第87号)

(趣旨)

第1条 川崎市上下水道局公共工事の前払金に関する規程（昭和38年川崎市水道局規程第14号。以下「規程」という。）に基づく前払金事務の取扱いについては、法令その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(材料を支給する工事における前払金)

第2条 規程において準用する川崎市公共工事の前払金に関する規則（昭和38年川崎市規則第40号。以下「前払金に関する規則」という。）第2条第1項又は第2項に規定する工事のうち当該工事の請負人に対して工事材料を支給するものに係る前払金は、当該工事の請負金額に支給する工事材料（以下「支給材」という。）の額を加え、同条第1項又は第2項に定める割合を乗じて得た額から支給材の額を差し引いた額の範囲内で支払うものとする。

(前払金の適用除外)

第3条 前払金は、漏水修理工事、配水管維持工事、給水装置に係る土木工事、水道メーター取替工事、配水管布設工事等に伴う測量委託その他の単価契約によるものについては適用しない。

(前払金の使途制限)

第4条 前払金は、次に掲げる経費以外の支払に充ててはならない。

- (1) 土木建築に関する工事（次号及び第4号に掲げるものを除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工

に要する費用に相当する額として必要な経費

(2) 土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は当該調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該設計又は当該調査において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費

(3) 測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費

(4) 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造において、当該製造に必要な経費

(前払対象工事の明示)

第5条 前払金の対象工事については、前払金の支払を請求することができる旨を指名通知書その他の書類に記載する。

(前払金の支払時期)

第6条 前払金は、支払の請求を受けた日から15日以内に支払わなければならない。

(前払金の額の端数計算)

第7条 前払金の額を算定する場合において、10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(保証契約の保証期限)

第8条 前払金に関する規則第3条に規定する保証契約の保証期限は、当該工事の完成の時期とする。

(保証契約の変更)

第9条 前払金に関する規則第5条第1項の規定により前払金の追加払を受け

ようとする者又は前払金を返還する者は、前払金に関する規則第3条の規定により締結した保証契約の変更をするものとし、変更後の保証契約証書を本市に寄託しなければならない。

- 2 前払金の額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合は、当該工事の請負人は前払金に関する規則第3条に規定する保証事業会社に対してその旨を直ちに通知するものとする。

(前金払をした工事についての部分払の限度額)

第10条 前払金をした工事について部分払をする場合の部分払金の額は、次の式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{部分払金の額} &\leq \{ \text{既済部分額} \times (9 / 10) \} \\ &\quad - \{ \text{前払金額} \times (9 / 10) \} \\ &\quad \times (\text{既済部分額} / \text{請負金額}) \} \end{aligned}$$

(継続費又は債務負担行為に係る前払金の特則)

第11条 継続費又は債務負担行為に係る契約の前払金については、当該工事の請負人は、前払金に関する規則第3条に規定する保証契約（保証期限を当該工事の完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）とするもの）を締結し、当該保証契約証書を本市に寄託して、当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における工事の既済部分等に相応する請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額とする。以下同じ。）の前払金の支払を請求することができる。

- 2 継続費又は債務負担行為に係る契約の前払金の支払をした後において、設計変更その他の事由により契約を変更した結果、変更後の当該会計年度の出来高予定額が当初の当該会計年度の出来高予定額の2割以上増減したときは、その増減した額に既に支払った前払金の当初の当該会計年度の出来高予

定額に対する率（以下「出来高予定額に対する前金払率」という。）を乗じて得た額を追加払し、又は返還させることができる。

- 3 前項の場合において、変更後の当該会計年度の出来高予定額が1,000,000円に満たないものとなったときは、既に支払った前払金のうちから当初の当該会計年度の出来高予定額と変更後の当該会計年度の出来高予定額との差額に、出来高予定額に対する前金払率を乗じて得た額を返還させるものとし、その残額については前払したものとみなす。
- 4 前2項に規定する当該会計年度の出来高予定額が増減した場合において、当該工事の請負人が前払金の追加払を受けようとするとき又は返還するとき、第9条及び本条第1項の規定を準用する。
- 5 継続費又は債務負担行為に係る契約の前払金については、契約会計年度について前払金を支払わないこと及び契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払うことができる。
- 6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該工事の請負人は、契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度において、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。
- 7 継続費又は債務負担行為に係る契約において、当該工事の請負人は、全会計年度末における工事の既済部分等に相応する請負代金相当額が前会計年度末までの出来高予定額に達しない場合は、当該請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 8 継続費又は債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しない場合は、その額が当該出来高予定額に達するまでの前払金の保証期限を延長する。この場合にお

いて、第9条第2項の規定を準用する。

- 9 継続費又は債務負担行為に係る契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、前条の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10 - (\text{前会計年度までの} \\ \text{支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{ \text{請負} \\ \text{代金相当額} - (\text{前年度までの出来高予定額} + \text{出来} \\ \text{高超過額}) \} \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計} \\ \text{年度の出来高予定額}$$

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成15年8月27日15川水総契第74号）

この改正要綱は、平成15年9月11日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川水総契第1176号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日22川上総契第204号）

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成28年8月26日28川上総管第1144号）

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。